

第21号議案

豊川市職員定数条例の一部改正について

豊川市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市職員定数条例の一部を改正する条例

豊川市職員定数条例（昭和24年豊川市条例第111号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 職員の定数の総数は、<u>2,217人</u>とし、 その内訳は、次に掲げるとおりとする。た だし、水道事業及び下水道事業（以下「上 下水道事業」という。）並びに病院事業に 従事する企業職員並びに選挙管理委員会、 公平委員会及び農業委員会の事務部局の職 員は、市長の事務部局の一般部局の職員を もってこれを兼ね、又はこれに充てること ができる。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>992人</u> 　ア 一般部局の職員 <u>927人</u> 　イ 上下水道事業に従事する企業職員 　　<u>65人</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 消防部局の職員 <u>189人</u></p> <p>(9) 病院事業に従事する企業職員 <u>927人</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第2条 職員の定数の総数は、<u>2,144人</u>とし、 その内訳は、次に掲げるとおりとする。た だし、水道事業及び下水道事業（以下「上 下水道事業」という。）並びに病院事業に 従事する企業職員並びに選挙管理委員会、 公平委員会及び農業委員会の事務部局の職 員は、市長の事務部局の一般部局の職員を もってこれを兼ね、又はこれに充てること ができる。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>972人</u> 　ア 一般部局の職員 <u>908人</u> 　イ 上下水道事業に従事する企業職員 　　<u>64人</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 消防部局の職員 <u>184人</u></p> <p>(9) 病院事業に従事する企業職員 <u>879人</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、職員定数の適正化を図るため必要があるからである。